

議案第24号

東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について

東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和4年12月22日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

令和2年1月17日付けで文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されたことに伴い、同指針において、教育委員会が講ずべき措置として規定されている、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則で定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号。以下「県条例」という。）

第7条第2項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東広島市立の小学校及び中学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 東広島市立の小学校及び中学校の県条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第3条第1項第1号イに規定する教育職給料表（イ）の適用を受ける者をいう。
- (2) 時間外在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間から所定の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7

年広島県条例第5号。以下この号において「県勤務時間条例」という。)第9条(毎週日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、県勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは人事委員会規則で定める日を含む。)(県勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日が指定された日を除く。)及び第10条第1項に規定する日以外の日における正規の勤務時間(県勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)をいう。以下同じ。)を除いた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 教育委員会は、時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に前項各号に掲げる時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行う必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間の時間外在校等時間を平均した1月当たりの時間外在校等時間について80時間

(4) 1年のうち1月の時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年8月31日までの間における第3条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（令和5年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

東広島市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（案）

令和 5 年 月 日
東広島市教育委員会

1 要旨

学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）が告示された。

指針第4（1）において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されている。

このことから、本市においても、学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則（以下「規則」という。）を制定するとともに、方針を策定する。

2 概要

（1）対象職員

東広島市立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）

（2）対象時間

ア 在校等時間

次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

（ア） 校内に在校している時間

（イ） 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

（ウ） 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。

以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同

じ。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

（エ） 休憩時間

イ 上限時間

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、次の（ア）又は（イ）に掲げる時間の上限の範囲内とする。

（ア） 原則

a 1年について360時間以下

b 1か月について45時間以下

（イ） 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合（以下「特例」という。）

（ア）にかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

a 1年について720時間以下

b 1か月について100時間未満

c 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

d 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

3 詳細

(1) 対象職員

東広島市立学校の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師）に限るため、東広島市立学校の事務職員及び学校栄養職員は含まない。

なお、充て指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項に規定する職員をいう。）については、服務監督を行う事務局又は学校以外の教育機関（広島県教育委員会組織規則（平成9年広島県教育委員会規則第4号）第2条に規定する機関をいう。以下「事務局等」という。）において規則を適用する。

※ 事務職員及び学校栄養職員については、36協定に基づく時間外労働の上限規制が適用されるため。

(2) 対象時間

ア 2(2)ア(ア)及び(イ)に規定する時間

正規の勤務時間及び限定4項目（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号。以下「給特条例」という。）第6条第2項に規定する要件をいう。以下同じ。）による時間外勤務命令以外の時間を含む。

※ 指針第3(1)ロにおいて、「各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間」についても在校等時間に含めることが規定されているが、東広島市立学校の教育職員については、テレワーク等を導入していない。

イ 2(2)ア(ウ)に規定する時間

教育職員の申告に基づく。

ウ 2(2)ア(エ)に規定する時間

休憩時間（勤務時間条例第6条第1項に規定する休憩時間をいう。）を確実に確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。

エ 原則

上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。

なお、在校等時間から除く正規の勤務時間については、休日の代休日（勤務時間条例第10条第1項に規定する日をいう。）が指定された場合における当該休日に割り振られた正規の勤務時間における勤務を含む（ただし、給特法第6条第3項の規定によって、休日に勤務を命じる場合は、そもそも限定4項目に限られる。）。

オ 特例

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合をいう。

カ 把握方法

勤務時間管理システムに基づいて把握する。

(3) 留意事項

ア 事後検証

特に、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、原則又は特例に規定する上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取り組む。

ウ その他

(ア) 規則及び当該方針のほか、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める（学校における働き方改革取組方針を含む。）。

(イ) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するよう留意する。

(ウ) 東広島市教育委員会学事課に長時間勤務に関する相談窓口を設置する。

4 施行期日

令和5年4月1日